

学校生活のきまり

1 登下校

授業のある日は、制服で登下校する。朝の部活動や教室への鍵の貸し出しは、原則として朝7時15分以降とする。8時15分までに教室に入室、机やロッカーに荷物の整理を行い、8時20分までに着席する。

JRやバスの車内、駅やバス停でのマナーをきちんと守り、騒がしくしない。登下校時、自転車は使用しない。また、店への立ち入りや通り抜け、買い食いや自動販売機でジュースを買うなど一切しない。下校時は、下校時刻を過ぎないように門を出る。途中寄り道をせずまっすぐ家に帰る。

2 全校朝会

全校朝会のある日は、教室に荷物を置き、8時15分までに体育館に制服で集合し、私語をせず自分の場所で座って待っておく。自治委員はクラスの先頭に立ち、生徒を整理させ点呼して担任の先生に報告する。

3 校内での生活について

- ・各授業で決められた服装を整え、授業準備、2分前着席を完了し、先生が来られるのを静かに待つ。
- ・授業開始と終了の挨拶など授業規律をきちんと守る。
- ・先生の許可なく、他のクラスや体育館・特別教室等へ立ち入らない。
- ・特別教室等への移動は速やかに行い、係の生徒は出席簿を持って行く。また、教室の消灯・戸締まりをきちんとする。
- ・大声や奇声を発して騒がず、落ち着いて生活する。
- ・校舎内を走ったり・三角棟に入ったりなど危険な行為をしない。
- ・下校時刻までは、先生の許可なく校外には出ない。校外に出る時は、担任の先生に届け出て、保護者に連絡の上、外出許可を得てからとする。

4 昼食

デリバリー給食希望者は、給食当番を分担し、ルールを守って給食を食べる。勝手な行動をせず、教室で食事をとり、昼食時間終了までは教室を出ない。弁当を忘れた場合、勝手に判断をせず先生に申し出指示を受けること。はしを忘れた場合、職員室へ割り箸をもらいに行き、後日新しい割り箸を戻しに来る。

5 掃除

割り当てられた場所を、責任を持って私語をせず掃除する。終わったら担当の先生に報告し、点検を受ける。担当の先生の許可があるまで、自分の掃除場所を離れない。掃除道具は、掃除道具入れにきれいに片付ける。みんなで協力し、人任せにしない。また、掃除道具を使って遊んだりせず、大切に扱う。掃除道具を破損したら先生に申し出る。

6 部活動

部の規則・礼儀等を守り、部活動が楽しく有意義なものになるようにする。規則を守れない場合、一定期間部活動を停止し、対外試合にも出場できない。部活動を欠席・遅刻・早退する場合は、必ず顧問の先生に連絡する。終了後は後片付け・消灯・戸締まりをきちんと行い、解散後は遅くとも10分以内に下校する。朝練習終了後、部室は放課後までは使用しない。また、授業道具などの私物を部室や体育館内の更衣室には置かない。

7 欠席・遅刻

学校を欠席・遅刻をする場合は7時30分から8時10分までに保護者から学校に連絡をしてもらう。授業が始まった後に登校した場合、必ず職員室を尋ね、学校に来たことを先生に報告してから教室へ行くこと。

8 挨拶・言葉づかい

「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」などの挨拶を積極的にする。先生や目上の人と話す時は「です」「ます」などの丁寧語を使う。また、先生からの呼びかけには、「はい」と返事をする。

9 職員室の出入り

職員室に用がある場合は服装を整え、印の場所で学級(部活動)名・名前・用件を言う。「失礼します」「失礼しました」の挨拶をきちんとする。

10 保健室の利用

急な病気やその日、校内で生じたケガに対して、教科担任または学級担任の許可を受け、保健室での応急処置を受けることができる。用件のない時は、保健室に出入りせず、休むめやすは1時間とし、回復がない場合は保護者へ連絡後、早退し、帰宅したらすぐ学校へ連絡する。

11 身だしなみ

本校規程の「服装と髪型のきまり」を守ること。ピアスは開けず、ネックレスやミサンガ等のアクセサリ類(スポーツ・健康用品も同じ)は身に付けない。許可が出た時期のみ手袋・マフラー・ネックウォーマー(スヌードは禁止)を着用することができる。しかし、登下校時のみとし、生徒玄関で脱ぎ、校内では着用禁止。

12 通学カバン

学校指定のものを使用し、マスコット等つけない（定期入れも派手でないものにする）。なお、指定かばん以外のものを持ってこない。教室では、カバンを各自決められたロッカーに入れる。

13 履き物

校舎内では各学年色の上履き（スリッパ）を、体育館内では体育館シューズ（学校指定のシューズ袋に入れて管理する）を使用する。下履きは体育館の入り口扉までとし、下履きは体育館外の下駄箱へ入れ、体育館へは持って入ってはいけない。体育館内のフロアーでは、体育館シューズに履き替える。そのとき、移動などで履いていた上履き（スリッパ）はシューズ袋に入れ、体育館の下駄箱には置かない。

14 忘れ物

学校生活に必要なものの準備は前日に整え、忘れ物のないように気をつける。移動教室の際の忘れ物は、教室に取りに帰らない。忘れ物扱いとなる。各教科で教室に置いて良いと許可されたもの以外は必ず持ち帰る。

15 不要物

雑誌やマンガ・ゲーム（カードゲームやゲーム機等）・音響機器（ウォークマンや iPod 等）・芳香物（汗ふきシート、香水など）、その他の遊び用具・菓子・ガム等の間食など、学校生活に必要なものは一切持参しない。持参した場合、場合に応じて保護者連絡をし、先生が一定期間預かり、保護者に返却する。

制汗剤・日焼け止めは無香料のもののみ許可する。持参する場合は保護者及び担任の先生の許可を得る。カイロは持参しても良いが、必ず自宅に持ち帰り、燃えないゴミとして処分すること。携帯電話やスマートフォンについては、校内への持ち込みを一切禁止する（広島県教育委員会からの指示による）。やむを得ず必要な場合は、「携帯電話持ち込み許可願」を申請し、「携帯電話持ち込み許可証」の発行がなくてはならない。登校時に先生に預け、下校時に返してもらう。許可証なく持参している場合は没収し、保護者に返却する。

学校に持参してもよいか判断に迷う場合、必ずあらかじめ先生の許可を得てから持参すること。

16 盗難予防

自分の持ち物には名前を明記する。不必要なお金や貴重品は学校へ持ってこない。持ってきた場合は、必ず先生に預ける。

17 貸し借り

生徒同士での金銭や物品の貸し借りはトラブルの原因となりやすいので控えること。金銭や物品を強要された時にはただちに先生に届けること。

18 公共物の破損

黒板・掲示物・机や椅子などへの落書きをしない。公共物を破損した場合は、ただちに先生に申し出る。原因によっては弁償となる。

19 試験

試験発表後は部活動を中止し、放課後は速やかに下校する。「試験を受けるときの注意」を守る。高校入試を意識し、不正行為や不正行為と疑われる行動は絶対しない。不正行為があった場合、その教科は0点とする。

20 アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。特別の事情があるときは担任に申し出る。

21 その他

- ・立入禁止区域（JRの線路・石垣、学校周辺の山、遊泳禁止の海など）には入らない。
- ・児童公園の使い方など、地域社会に迷惑をかける行動や危険な遊びをしない。
- ・携帯電話やインターネットを使う場合、情報モラルを遵守し、他の人の誹謗中傷や、個人情報等の書き込みなどは絶対にしない。
- ・不審な電話や来客などには、落ち着いて対応し、その旨を学校に連絡する。
- ・携帯電話、スマートフォンやインターネットを通じた悪質な犯罪（出会い系サイト・サイバー犯罪）、掲示板への書き込み、悪質メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などによるトラブルが増えています。利用する場合には、注意事項やマナーを守って、トラブルや犯罪に巻き込まれないようにし、心配なことが発生した場合は、すみやかに学校へ連絡をする。
- ・暴力行為や器物破損などがあった場合には、警察や関係諸機関と連携する。
- ・用件もなく店に立ち入らない。特に、カラオケボックス・インターネットカフェ・ゲームセンター（ゲームコーナー）・飲食店等には生徒だけで立ち入らない。
- ・友達同士での外泊はしない。・道路交通法には、自転車運転のルールが定められています。「自転車安全利用五則」を守り、十分な安全運転を心がける。
- ・その他、学校のルールに従えない場合、一定期間の別室学習等とする場合がある。書いていないからと安易な考え方をしない。